



木造住宅空家除却(解体)工事費補助の概要



最大**20.7万円**補助！

離島は海上運搬費 最大**10万円**の補助の上乗せ！



鳥羽市では、昭和56年5月31日以前に着工された3階建以下の空家となった木造住宅に対し、地震発生時の倒壊により隣接する建築物への損傷防止や、避難路の確保を目的として、除却(解体)工事の費用を一部、補助します。

1. 対象者

- ・ 空家となった木造住宅の所有者または相続人

2. 補助金の額

- ・ 除却(解体)工事費(基本額90万円)の23%の額 上限20.7万円
- ・ 離島(神島、坂手島、菅島、答志島)で除却工事の廃材等を搬出する場合、海上運搬に要した額 上限10万円

3. 補助の対象となる空家

下記の①②③全てを満たすもの。

- ①概ね1年以上使用されていない空家。
- ②鳥羽市木造住宅耐震補強等事業費補助金の交付を受けていない空家。
- ③昭和56年5月以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断されたもの又は市長が耐震性がないと判断したものであり、かつ次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。
 - ・ 1ヘクタール当たり10戸以上の建て込んだ区域内にあること。
※1ヘクタール: $100\text{m} \times 100\text{m} = 10,000\text{m}^2$
 - ・ 指定された避難路(指定見込みの避難路を含む。)沿いに隣接すること。
 - ・ 外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられている住宅であること。

4. 補助の対象となる工事等

下記の①②③④全てを満たすもの。

- ①除却(解体)する建設業者は建設業法の解体工事業の許可を有すること。
- ②除却(解体)した廃材等については全て処分すること。
- ③除却(解体)済み及び除却(解体)中でないこと。
- ④家財等の処分は含まないこと。

5. 手続きの流れ(①→②→③→④→⑤の順)

①耐震診断の申込

既に診断済みの場合は申込の必要はありません。また、診断が受診できないほど危険な状態の場合は、まちづくり整備室までご相談ください。

②除却(解体)工事の補助申請(診断結果で評点0.7未満が対象)

「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書」とその他必要書類を添付し提出してください。

③交付決定通知後、除却(解体)工事の着手

市から「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定通知書」が届いた後、除却(解体)業者と契約を締結し、除却(解体)工事を行ってください。

④完了実績報告書の提出

除却(解体)工事が完了しましたら、**30日以内**に市へ「木造住宅耐震補強等事業完了実績報告書」と必要書類を添付し提出してください。

⑤交付確定通知書、請求書の提出

市から「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付確定通知書」が届いた後、請求書を提出してください。その後、補助金を振り込みさせていただきます。

お問合せ窓口

鳥羽市建設課まちづくり整備室 TEL0599-25-1172

